議会基本条例検討協議会(第26回)

平成25年 8月19日(月) 場 所:委員会室

1 議会基本条例案に対する市側からの意見について(資料1~4)

2 その他

午前9時00分 開会

【河崎会長】 本日は、新政クラブは二見委員が、大和クラブは古谷田委員が都合により欠席である。大和クラブは代理出席もないが、前回代理出席した木村議員から第13条は条件をつけない反問権としてもらいたいこと、第2条は削除あるいは第3条、第4条に取り込めないかとの意見をもらっている。

1. 議会基本条例案に対する市側からの意見について

【河崎会長】 本日は第7条から始め、第13条は後に回し、戻って保留となっている前文、第2条、第6条、第13条の順に議論を進める。

まず、資料について事務局から説明する。

※事務局次長から配付資料について及び第7条の対応(案)について説明。

【河崎会長】 第7条について、市側からの整合性が問われるとの指摘はもっともではあるが、議会として新たな手法として今後取り入れていきたいというところなので、本協議会で合意した「できる」規定のままとすることでよいか。

全員了承

【河崎会長】 次に、第12条について事務局から説明する。

※事務局次長から第12条の対応(案)について説明。

【河崎会長】 1点目の用語の指摘については「規定により」を「規定による」に改めることでよいか。

全員了承

【河崎会長】 2点目は、議決事件を追加する場合は第23条の規定により本条例を改正 すればよいのではないかとの指摘だが、本協議会が意図することを正確に表すとすると、 このままでいきたいとの案であるが、変更しないことでよいか。

全員了承

【河崎会長】 次に、第15条について事務局から説明する。

※事務局次長から第15条の対応(案)について説明。

【河崎会長】 法務上の平仮名・漢字の使い方の指摘である。指摘のとおり変更することでよいか。

全員了承

【河崎会長】 次に、第18条について事務局から説明する。

※事務局次長から第18条の対応(案)について説明。

【河崎会長】 本条は、市長側に少し遠慮した表現で条文化していたが、より強い表現になりむしろ望ましいので、このまま受け入れることでよいか。

全員了承

【河崎会長】 次に、共通事項の指摘について事務局から説明する。

※事務局次長から共通事項の指摘への対応(案)について説明。

【河崎会長】 用語の統一は、一律に統一するということではなく、読みやすいというところで変更しないで進め、「市民」「住民」の使い分けの解説は入れないことで進めたいがどうか。

全員了承

【河崎会長】 一通り終わったので、次に前文について、事務局から説明する。

【事務局次長】 前文の1点目の指摘への対応案は、市側提案のとおりであったが、本協議会での意見を踏まえ、第92条と入れなければいけないのかと市側に確認したところ、前文であるので第92条まで入れなくても差し支えはないとの意見であった。それを踏まえ、「憲法が規定する」を「日本国憲法が規定する」に修正することでどうか。

【河崎会長】 「規定する」との書き方をした場合、正しい法律名で条項も入れるというような指摘であったが、前文全体の構成からここだけ詳述することは避けるということが1点と、正しい名称というところでは「日本国憲法」との表記としたいが、「日本国憲法が規定する」とすることでどうか。

全員了承

【河崎会長】 次に、第2条について、前回第1項を「議会は大和市の住民の意思を代表する」とすべきとの意見、「議会は市長とともに住民の意思を代表する」としてはどうかとの意見、第1項は削除との意見が出た。会長としては第2案か第3案のどちらかで議論をしてほしいが、新政クラブはどのような意見か。

【井上委員】 新政クラブは「議会は大和市の住民の意思を代表する」で議論したい。 二元代表制の詳しい説明を逐条解説でする。そうでなければ削除である。

【河崎会長】 他会派はどうか。

【赤嶺委員】 明るいみらい・やまとは、第2案か第3案であればどちらでも賛成する。

【山田委員】 公明党も同意見である。

【山本委員】 みんなの党大和は、議会の役割の条に「市長とともに」と入れるのはど うかと思うが、市民から見ると市をどうするかということは「市長とともに」という考 え方もあるのでそれであってもよいが、削除はすべきでない。

【大波委員】 無所属は、新政クラブと同意見である。

【窪委員】 日本共産党は、議会は28人でいろんな市民の意見を反映している集団であるが、市長は1人でありすべての議員の意思を反映していることにはならないが、市長は過半数で選ばれても23万市民に責任を負うことが議会とは違う。議会の位置づけと役割を明確にすべきと考える。

「議会は」を主語にすれば、市側の指摘はクリアできるのではないか。

【中村副会長】 市側の指摘は、間違っているから直してほしいということではない。「議

会のみが住民を代表していると捉えられかねず」とあり、そうではないことを逐条解説で載せれば、受けた意見に対して一定の配慮を示せる。市長が市民の代表であることは間違いなく、それを否定しようとしているわけではない。意思決定機関としての議会の役割を重要視するためにあえてこの条文を入れたいので、「市長とともに」と入れるのであれば意味がない。入れるなら削除のほうがよい。

【井上委員】 逐条解説に詳しく書けば、役割分担がはっきりする。議会基本条例は議会の基本を決める条例なので、「議会は」を主語とした新政クラブ提案のほうがすっきりすると考える。

【河崎会長】 新政クラブ提案について、事務局の見解はどうか。

【事務局次長】 「議会は」を主語にしても、誤解を招く部分は否めない。それを含み おいた中で結論が出るのであれば、事務局としてこれ以上述べることはない。

【山本委員】 誤解を招かないように逐条解説でしっかり説明しても駄目なのか。それでも誤解を招くと考えるのか。

【事務局長】 あくまでも条文で意思が伝わるか伝わらないかであるので、逐条解説で解説するから払拭できるというのはいかがか。あくまでも条文で理解してもらえる文言にすべきということであると思う。

【河崎会長】 議会基本条例であるが、市の条例にもなる。

【中村副会長】 もしこの条文が「議会は大和市の住民を代表する」であれば、市側の指摘どおり誤解を招いてもしょうがないと思うが、「大和市の住民の意思を代表する」であり、第2項第1項で「議決により、市の意思決定を行うこと」とあるので、「住民の意思」は「議決により市の意思決定を行うこと」と読めばわかる。それでも誤解する人のために逐条解説をつくる。それで市側の懸念は十分に払拭されるはずである。

【河崎会長】 議会の説明責任を明記しながら議会報告会等を「できる」規定にしているのは整合性がないとの法制担当からの指摘もある中で、大和市の住民の意思を代表すると言いきれるのか。議会として十分なことをやっているのか問われている。相当な覚悟を持って記述する必要があるが、どう考えるか。

【中村副会長】 それが正に議会改革であり、議会改革を象徴している条文と思っている。ただ、各委員からそこまでの覚悟は難しいと言われればそこまでの話である。議会は合議体で、選挙で選ばれたメンバーで意思決定して、それを大和市の意思と擬制している。そうでないなら、議会制度そのものが崩壊する。議員は議会で決まったことが大和市の意思だとの覚悟で議決している。

【河崎会長】 そこまで言い切るのなら、市民との意見交換会や議会報告会を「できる」 規定にしていることは、やはり整合性が問われる。

【赤嶺委員】 議会の覚悟や責務は既にあるものである。どう具現化するかの話ではなく、覚悟がないから削除する云々というわけでもない。ただ、誤解を招きかねないというところから入っていることを忘れて議論してはいけない。会長案の2案のどちらかに収束していくほうがよい。

【河崎会長】 本協議会での合意のもとに市側に意見を聞き、その結果、誤解を招く恐れがあると指摘を受けた。この指摘に対して全会一致であれば無視することもできるが、そうはならないので削除するしかないと考える。いかがか。

【窪委員】 議員定数の問題とも絡むが、23万人市民の意見を代表するような議員構成

でなければならない。今後の課題として、議員としての役割、責務を考えて行動することが求められている。本来なら条文化すべきだが、合意ができないなら、議員としての 責務と自覚を常に持っていかなければならないことを意見として述べる。

【河崎会長】 ほかに意見がなければ第1項は削除としたい。第2項が第1項となる。 第2条については以上のとおりでどうか。

全員了承

【河崎会長】 次に、第6条については、第1項で「会派を結成することができる」という「できる」規定になっていながら、第2項、第3項はそれに沿ったものになっているが、第4項は逆転していて条文構成上不自然である。第4項で規定している「不利益をこうむることがない」は法的には大変強い文言であり、県内他市議会の議会基本条例では会派に属さない議員が不利益をこうむることがないという条文はないこともわかった。そこで会長案としては第4項を削除した上で、逐条解説の最後に「議員は議員個人としての権能は保障される」というような文言を入れることで合意できないかと考えている。逐条解説案について、事務局から提案する。

【議事担当係長】 会長からの話を受けて、事務局案として「会派への所属の有無にかかわらず、議員平等の原則は保障されます。」ではどうか。議員平等の原則とは会議原則の一つである。

【河崎会長】 会議原則とはどこに出ているのか。

【議事担当係長】 明文の法律ではなく慣習法であり、さまざまな関連法規を通じてこのような考え方があると言い習わされている。

【窪委員】 第4項削除は良とするが、議員平等の原則と議員の権能はどう整合するのか。むしろ権能のほうが、議員の持っている権限も捉えることができるのではないか。

【河崎会長】 権能は議会の活動原則、議員の活動原則の条で表現できていると思う。 ここは会派を結成する、しないというところでの話である。

【窪委員】 会派という限られた中での平等との捉え方か。

【議事担当係長】 議員の権能は当然保障されている。その中で会派の結成の有無に着目して、平等性が保たれるようにという解説にするということである。

【窪委員】 狭い意味での会派というくくりの中での平等性との理解でよいか。

【議事担当係長】 会派の条項であるので、そのとおりである。

【河崎会長】 第4項は削除し、逐条解説に「会派への所属の有無にかかわらず、議員 平等の原則は保障されます。」と記載することでよいか。

全員了承

【河崎会長】 最後に、第13条について、正副会長案として資料を作成しているので、 事務局から説明する。

※事務局次長から資料4について説明。

【河崎会長】 一問一答に関してもさまざまな理解がある。本市議会で多く行われているのが大項目ごとの質問だが、これも場合によっては一問一答と捉えられるので、逐条

解説に総括質問総括答弁方式、項目別質問項目別答弁方式について記載し、項目をさらに分割して質問と答弁を繰り返す、いわば委員会で行っているような一問一答に対しては反問することができるという条文で提案している。この形で合意が得られるなら改めて市側の意向を聞きたいと考えているが、どうか。

【窪委員】 一般質問のあり方をきちんと分けたほうがよい。一問一答は自席マイクなどの環境が整って可能になる。そうしたら一般質問をどういう方法で選択するかで変わってくる。そこを明確にすべきである。委員会は一問一答方式という捉え方なのか。必ずしもそうではない。委員会でも反問できるとなりかねない。一般質問では市長に反論されたこともある。

【河崎会長】 この条は一般質問の条項で、委員会に関することは記載されていない。 一問一答の説明のため、委員会を使っただけである。総括方式、項目別については、逐 条解説にて詳述している。あくまでも一般質問で行う一問一答方式に対しては反問でき るという内容である。

【窪委員】 ここで決まれば、現在の本会議場の形態でも、一問一答方式を実施してい く方向になるのか。

【河崎会長】 もちろんできるが、さまざまな課題がある。条文が成立すれば、体的な 運用については今後協議させてほしいとの話をもらっていると聞いている。どのように 運用していくかは話し合いが行われると思う。

【窪委員】 持ち時間はどうするのか。議員は制限時間があるが、市長は無制限である。 【赤嶺委員】 議長の判断がかかわってくる。

【窪委員】 議長の判断だけでは問題は解決しない。きちんとルールは決めないといけない。

【井上委員】 本協議会が始まる直前の本会議で、16 回登壇して一問一答をやってみたことがあるが、最後に市長が「こういうやり方をして皆が真似したらいくらかかると思っているのか。」との趣旨の発言をした。それが反問であったら答えられない。反問についてもきちんと事前に通告が必要である。その時は持ち時間 40 分で、答弁をあわせて1時間で終わっているので、余計な時間がかかり残業が発生したとは思わないが、制限しないと不毛な反問が出てきかねない。

【窪委員】 お互いの良識に委ねるしかないが、だからと言って常識だけでは通用しない場合があり得る。

【井上委員】 ある程度のルールづけは必要である。意見である。

【河崎会長】 お互いに批判し合うなど不毛な議論ではなく、その議論の積み重ねが市 民に役立つものになるようにとのことだと思う。

【窪委員】 期待はするが、経験上常識では考えられないことが起こりうる。こういうことが保障されると、条文にちゃんと載っているからとなりかねない。一定のルールは必要である。

【河崎会長】 条例ができたあと、この辺りの運用に関し、事務局はどのように考えているか。

【事務局次長】 資料1の市長の回答に、「一問一答方式」の範囲や方法などが不明であり、実施に当たっては、運用に必要な具体的事項について、事前に市側と協議を行ってもらいたい旨が記載されている。この条文が成立すれば具体的事項を詰めていくことに

なる。それを踏まえて実施となる。

【河崎会長】 本協議会でも反問云々はかなり時間をかけて議論した。運用について市側と協議する際には本協議会での意見を極力尊重してもらいたい。

【山本委員】 運用方法は別途協議して決めると条文の中に入れなくてよいのか。

【河崎会長】 それを入れるのは不自然ではないか。事務局の見解はどうか。

【事務局次長】 条文では「できる」規定であり、条文に入れることは馴染まないのではないか。

【河崎会長】 会議録は公開している。ここでの議論は踏まえられると思う。

【山本委員】 前回議運での協議事項だとの指摘を受けたが、議員からの問いかけに対しては誠実に答えてもらいたいことは、別途協議する場においてもしっかりと市側に伝えてもらいたい。

【窪委員】 一問一答方式を提案した会派のイメージとして、国会の予算委員会をイメージしているのか。あの場合も、反問する場合があるが、会派の議員の持ち時間の範囲内である。そういうことも含め一定のルールが必要である。例えば一問一答方式の場合、質問の持ち時間は30分だが、答弁も含めて1時間半以内にするなど一定のルールがないと反問されっぱなしということにもなりかねない。条件整備をしながら細かいルールを今後の課題として決めていく必要がある。議運でもできることである。

【河崎会長】 運用は代表者会や議運などでの話し合いに委ねるということで、条文と しては資料4の内容でよろしいか。

【窪委員】 逐条解説の委員会については削除してもらいたい。「(委員会における質疑は一問一答の方式で行っています。)」と記載されている部分である。

【河崎会長】 削除したほうがよいか。

【窪委員】 削除したほうがよい。

【大波委員】 削除したほうがよい。

【窪委員】 委員会は一問一答方式という捉え方をしていない。

【河崎会長】 前段で十分加筆されているので、括弧内は削除する。

【大波委員】 確認だが、総括質問総括答弁方式、項目別質問項目別答弁方式に対して は反問しないと理解してよいか。

【河崎会長】 これでいかがかと市側に確認をする。こちらの意向は、一問一答はこういうものであると規定した上で、一問一答で一般質問が行われる場合は議長の許可を得て反問できるということである。

【赤嶺委員】 今まで一般的に行われている質問に対しては反問権を認めないということか。

【大波委員】 そういうことである。

【河崎会長】 それが本協議会でのぎりぎりの合意である。

【赤嶺委員】 条件つき反間権であると理解した。

【河崎会長】 第13条については以上のとおりでどうか。

全員了承

2. その他

【河崎会長】 今後の市側との意見交換はどのようになるか。

【事務局次長】 市側に対しては第2条、第13条について情報提供を行い、第13条については市側の意向がどうなのか、できるだけ早く回答をもらいたい。現段階では市側の回答が早くもらえて間に合うのであれば、8月23日の代表者会で確定したものを会長から報告してもらうこととなる。その後、代表者会での了承が得られれば、8月30日に全員協議会を開催し、全議員に説明してもらうこととなる。10月5日に市民説明会が予定されているので、その日の役割分担、PRの方法等を8月30日に本協議会を開催し、協議してもらう予定である。

市側の回答がどうなるか不明確であるので、その回答内容によっては予定がずれることもあるので、承知おき願いたい。

【河崎会長】 8月23日の代表者会までに市側から回答がもらえない場合は、回答をまだもらっていない状況であると報告したい。30日の全員協議会についても同様である。ただ、パブリック・コメントを始めるときには条文を確定させる必要がある。

8月30日は本会議のあと全員協議会が開催予定で、そのあとに本協議会を開催し、市 民説明会に向けて準備、PRの方法、当日の役割分担を協議したい。今後のスケジュー ルについてはよろしいか。

全員了承

【河崎会長】 傍聴の方から感想、意見等がなければ、本日は以上で終了する。

午前 10 時 17 分 閉会